

平成31年(ラ)第48号

抗告人(債権者)

相手方(債務者) 四国電力株式会社

抗告理由書2-補充書1

口頭説明に向けての「火山事象の影響に対する安全性」(争点4)に関する補足

令和元年9月9日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 中 村



弁護士 河 合 弘



ほか

目 次

第1	はじめに.....	4
第2	火山ガイドと「巨大噴火に関する基本的考え方」との関係	4
1	判断の枠組み.....	4
(1)	「基準の不合理性」について	4
(2)	「基準適合判断の不合理性」について	7
(3)	「具体的危険の不存在②」について	7
2	火山ガイドの解釈	8

(1) 火山ガイドは明確に「巨大噴火」を想定していること	8
(2) 「巨大噴火」とそれ以外を区別していることをうかがわせる規定は一切存在しないこと	9
(3) 小括	10
第3 火山ガイドの不合理性 - 川内福岡地判を踏まえて	10
1 令和元年6月17日川内福岡地判	10
2 火山ガイドが前提としている考え方	12
(1) 川内福岡地判の事実認定	12
(2) 川内福岡地判は事実認定を誤っていること	12
(3) 真に火山ガイドが前提としている考え方	13
3 火山活動のメカニズム - 「基準の合理性」は認められなかったこと	14
(1) 認定事実の概要	14
(2) 「基準の合理性」は認められないこと	15
4 モニタリング - 国の立証は尽くされなかったこと	15
(1) 認定事実の概要	15
(2) やはり「基準の合理性」は認められないこと	16
5 本来あるべき結論と川内福岡地判の論理矛盾	17
(1) 本来あるべき結論 - 基準が不合理である以上処分は違法	17
(2) 川内福岡地判の論理矛盾	18
6 まとめ	19
第4 「巨大噴火に関する基本的考え方」の不合理性	19
1 主張の位置付け	19
2 i 非切迫性の要件の不合理性	20
(1) 非切迫性の要件の意味内容は不明確であって恣意的な判断が可能であること	20
(2) 「差し迫った状態」を確認することも不可能であること	22

(3) モニタリング検討チームにおける原規庁職員の発言	23
(4) 小括	24
3 ii 具体的根拠欠缺の要件の不合理性	24
4 「巨大噴火以外の火山活動」に関する基準の不合理性	26
(1) 巨大噴火で述べた実質的根拠はそれ以外の噴火には当てはまらない こと	26
(2) 原決定は科学の不定性を全く理解していないこと	27
(3) 「最後の巨大噴火以降」の最大規模に限定するのは不合理であること	28
第 5 「社会通念論」の不合理性	30
1 「具体的危険の不存在②」において社会通念を考慮することは許される か	30
2 低頻度の事象を考慮することは原子力安全の基本であること	31
3 巨大噴火のリスクを考慮しないわけではないという認定の不合理性	32
4 社会通念と国際基準や他の国内法との比較について	33
5 原決定の判断は、行政庁の主張を鵜呑みにするものに過ぎないこと	34

第1 はじめに

抗告人らは、争点4「火山事象の影響に対する安全性」に関して、これまで、原審において、準備書面5並びにその補充書1ないし4において、設計対応不可能な火山事象として火碎物密度流及び火碎サージが本件原発に到達することによる危険性と、設計対応可能な火山事象として降下火碎物が本件原発に与える影響による危険性とを主張してきた。

そして、抗告理由書2において、主として、設計対応不可能な火山事象に関する原決定の判断の誤りとして、大きく分けて、原決定が、①「巨大噴火に対する基本的考え方」に依拠して火山ガイドの不合理性を認めなかった点、及び、②社会通念を根拠として、「巨大噴火」を「巨大噴火以外の火山活動」とは異なる不合理な評価を是認した点について、詳述した。

これに対し、相手方は、相手方即時抗告準備書面(4)において、抗告人らの主張に対する反論を行っている。これに対する再反論は改めて行うとして、本書面では、これらの書面を踏まえつつ、口頭説明に先立って、裁判所にぜひとも理解しておいていただきたい事項を補足的に主張する。

第2 火山ガイドと「巨大噴火に関する基本的考え方」との関係

1 判断の枠組み

(1) 「基準の不合理性」について

ア 原決定を含め、裁判例によって住民らの主張の理解及び司法判断の枠組みに混乱がみられるため、はじめに、火山事象に関する抗告人らの主張と司法判断の枠組みについて述べておく。

イ 抗告人らは、まず、火山ガイドについて、「巨大噴火に関する基本的な考え方」のように「巨大噴火」と「巨大噴火以外の火山活動」とを区別して異なる基準によって評価を行うという考え方を採用しておらず、巨大噴火についても、それ以外の噴火と同じ基準で①「原子力発電所の運用期間中

における検討対象火山の活動の可能性が十分小さい」こと（火山ガイド4.1(2)項），②「設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さい」こと（火山ガイド4.1(3)項）及び③「噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認する」こと（火山ガイド5項）を確認するという趣旨であると主張している。

そのうえで、このような火山ガイドの定めは、①火山活動のメカニズムについて、地球物理学的及び地球化学的調査等によって、噴火の可能性が「十分小さい」ことを判断できる（噴火の時期及び規模を相当前の時点で相当程度の正確さで予測できる¹⁾）という前提に立っている点において、③モニタリングについて、噴火につながり得る火山活動の兆候が相当前の時点（燃料棒を運び出して深刻な事故を回避できるほど十分時間的余裕のある時点）で必ず発生し、しかもそれがそれ以外の兆候と区別することができて把握できるという前提に立っている点において、それぞれ不合理であると主張している。

ここまでが「基準の不合理性」に関する主位的な主張である。

ウ これに対し、相手方は、火山ガイドは「巨大噴火の基本的考え方」のような考え方を採用しているから、「巨大噴火」の活動可能性については、「巨大噴火以外の火山活動」とは異なる基準、すなわち、i 「火山の現在の状況が巨大噴火の差し迫った状態ではないことが確認できること」（以下「非切迫性の要件」という。）及びii 「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえないこと」（以下「具体的根拠欠缺の要件」という。）の2つの要件を満たした場合に、「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断することは可能であり、基準は不合理で

¹⁾ ここでいう「予測」とは、「〇〇の時期までに噴火が起こる」という意味での積極的な予測ではなく、「少なくとも今後〇〇の間は噴火が起こる可能性が十分小さい」という意味での消極的な予測である。

はないと主張する。

エ この主張に対しては、抗告人らは、主位的には、火山ガイドをそのように解釈することは不可能であるという主張を行っている。

オ また、仮に、火山ガイドが相手方の主張するような解釈であるとしても、

i 非切迫性の要件は、そもそもがその意味するところが不明確で、恣意的な判断を許容する基準という点で不合理であるが、これができる限り客観的に解釈するとしても、結局のところ、噴火の時期及び規模を相当前の時点で相当程度の正確性で予測することを前提とするものにほかならず、そのような予測はできないし、モニタリングによって噴火につながり得る火山活動の兆候を相当前の時点で的確に把握することができないという現在の火山学の水準に反している。

ii 具体的根拠欠缺の要件については、そもそもそのような科学的・具体的根拠を噴火の相当前の時点では提示することができないというのが現在の火山学の水準であり、基準として不合理である。

このように、仮に、火山ガイドが相手方の主張するような解釈であるとすると、i 及び ii の要件自体が不合理なものであり、結局のところ、基準は不合理である、というのが予備的な主張となる（原決定はこの点について判示できていない）。

カ さらに、「巨大噴火以外の火山活動」について、噴火規模を設定する際に、「当該検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模を用いる」としている点は、万が一巨大噴火についてだけは社会通念によって無視し得るとしても、巨大噴火が発生した火山においては、それをやや下回るような噴火が発生する可能性もまた否定できないし、噴火ステージが信頼性の高い理論ではない以上、「最後の巨大噴火以降」に限定することも出来ないのであるから、それを無視して「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」に限定するという基準は不合理である。

これも、火山ガイドが「巨大噴火に関する基本的考え方」のような考え方を採用したものと判断される場合の、「基準の不合理性」に関する予備的な主張に当たる。

(2) 「基準適合判断の不合理性」について

ア 次に、「基準適合判断の不合理性」について、火山ガイドの解釈に関する抗告人らの主位的な主張（火山ガイドは「巨大噴火」とそれ以外とを区別していないという主張）を前提とすれば、①現在の火山学の水準に照らし、検討対象火山の活動の可能性が「十分小さい」と判断することはできないにもかかわらず、検討対象火山である阿蘇について「過去最大の噴火規模」である阿蘇4噴火はなく、これよりもはるかに小さい草千里ヶ浜軽石規模の噴火を想定した点（火山ガイド4. 1(2)(3)項）、②設計対応不可能な火山事象が本件原発に到達する可能性が「十分小さい」と判断することもできないにもかかわらず「十分小さい」と判断した点で（火山ガイド4. 1(3)項）、基準適合評価には看過し難い過誤、欠落が存在し、不合理である。

イ 仮に、火山ガイドの解釈に関して抗告人らの主位的な主張（火山ガイドは「巨大噴火」とそれ以外とを区別していないという主張）が容れられないとしても、阿蘇の噴火規模としては、「最後の巨大噴火」である阿蘇4噴火以降、野尻軽石（NjP）など、草千里ヶ浜軽石よりも規模の大きい噴火が存在するとされており、草千里ヶ浜軽石を「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」と判断したことは不合理であることを予備的に主張する。

(3) 「具体的危険の不存在②」について

前述のとおり、抗告人らは、主位的には、火山ガイドについて、「巨大噴火に関する基本的考え方」のように、「巨大噴火」とそれ以外とを区別して、異なる基準によって評価を行うとの考え方を採用していると解釈することは不

可能であると考えている。

もっとも、この場合、いくつかの裁判例において、火山ガイドは不合理だけれども、社会通念上、破局的噴火のリスクについては、その発生の具体的根拠が示されない限り、これを無視することができ、「具体的危険の不存在②」が認められる、という枠組みによって住民側の主張を排斥した例が存在する（例えば、川内福岡高裁宮崎支部即時抗告審決定や伊方広島高裁異議審決定など）。要するに、「巨大噴火に関する基本的考え方」と同様の判断を、「基準の合理性」ではなく、「具体的危険の不存在②」の中で行うというものである。

この点について、抗告人らとしては、これら裁判例ないし「巨大噴火に関する基本的考え方」のように、社会通念に基づいて巨大噴火のリスクを無視できるとすることは許されないと主張する。

2 火山ガイドの解釈

(1) 火山ガイドは明確に「巨大噴火」を想定していること

ア 1項で述べた枠組みを踏まえ、まずは、火山ガイドの規定について、「巨大噴火に関する基本的な考え方」のように、巨大噴火とそれ以外とを区別して評価するとしていることがうかがえるか否かについて述べる。

なお、原決定は、「巨大噴火に関する基本的考え方」に引きずられたのか、この基準の合理性判断として、「巨大噴火をどのように考慮するかは、我が国の社会がどの程度まで巨大噴火の原子力発電所に対するリスクを容認するか」という社会通念を基準として判断せざるを得ない」として、文言解釈を行わずに社会通念論を展開しているが（原決定・275頁）、これは規範の立て方として不合理である。原決定は、司法判断の対象として、「基準の合理性」としての火山ガイドの合理性を問題としているのであるから、規範の立て方としては、火山ガイドの文言から、「巨大噴火に関する基本的考え方」のように、社会通念に基づいて、巨大噴火とそれ以外の噴火を区別して基準を設けてい

ることが読み取れるか、とされなければならない。

イ 火山ガイドは、4. 1(1)項において、「設計対応不可能な火山事象について、検討対象火山と原子力発電所間の距離が表1に示す原子力発電所との位置関係に記載の距離より大きい場合、その火山事象を評価の対象外とすることができる」と規定しており、表1（22頁）には、「2. 火碎物密度流」の「原子力発電所との位置関係」について、「160km」と、国内既往最大の巨大噴火である阿蘇4噴火を基準としたスクリーニング基準を設けている。4. 1(3)項においても、「(設計対応不可能な火山事象による)影響範囲を判断できない場合には、設計対応不可能な火山事象の国内既往最大到達距離を影響範囲とする」と、巨大噴火を含んだ既往最大を考慮することを規定している。

これらは、巨大噴火とそれ以外とを区別していないことの明らかな証左というべきである。

ウ 抗告理由書2記載のとおり、広島高裁異議審決定も、「火山ガイドや（実用発電用原子炉に係る新規制基準の）考え方は、巨大噴火とその余の規模の噴火を特段区別せず、むしろ、立地評価においては、設計対応不可能な火山事象の評価に際して、噴火規模が推定できない場合には、設計対応不可能な火山事象の国内既往・台到達距離を影響範囲とするなど、巨大噴火をも想定した内容となっている」と、火山ガイドの中に巨大噴火を想定した規定があることを認定している（同決定・11～12頁）。

エ 火山ガイドは、明らかに、「巨大噴火」を想定しており、しかもそれ以外の噴火と区別せずに評価することを予定しているというべきである。

(2) 「巨大噴火」とそれ以外を区別していることをうかがわせる規定は一切存在しないこと

ア 他方で、火山ガイドの中には、「巨大噴火に関する基本的考え方」のように、社会通念に基づいて、巨大噴火とそれ以外の噴火を区別して基準を設

けていることが読み取ることはできない。

火山ガイドには、「巨大噴火」という文言も、「巨大噴火以外の火山活動」という文言も、「社会通念」という文言も一言たりとも記載がない。火山ガイドが「巨大噴火に関する基本的考え方」が述べるような考え方を前提としている箇所は一行たりとも存在しない。

そうである以上、巨大噴火とそれ以外の噴火とを区別した基準が定められないと解することは、解釈の限界を超えていというほかない。

このようなことを認めてしまえば、ありとあらゆる行政基準について、後付けて行政による自由な解釈が許容されてしまうこととなり、法治主義の基幹的法理である法律による行政の原理にも悖ることになる。

イ 広島高裁異議審決定も、火山ガイドが基本的な考え方と同様の考え方に基づいているという主張を明確に否定している（同決定・12頁）。

(3) 小括

したがって、火山ガイドの文言から、「巨大噴火に関する基本的考え方」のように、社会通念に基づいて、巨大噴火とそれ以外の噴火を区別して基準を設けていることが読み取ることはできず、むしろ、火山ガイドは巨大噴火とそれ以外の噴火とを区別していないと解釈すべきである。これに反する原決定は不合理である。

第3 火山ガイドの不合理性 - 川内福岡地判を踏まえて

1 令和元年6月17日川内福岡地判

以上のような火山ガイドの理解を前提とすれば、火山ガイドの定めは、これまで述べてきたとおり、①火山活動のメカニズムに関して、地球物理学的及び地球化学的調査等によって、噴火の可能性が「十分小さい」ことを判断できる

(噴火の時期及び規模を相当前の時点での正確さで予測できる²⁾)という前提に立っている点において、また、③モニタリングに関して、噴火につながり得る火山活動の兆候が相当前の時点（燃料棒を運び出して深刻な事故を回避できるほど十分時間的余裕のある時点）で必ず発生し、しかもそれがそれ以外の兆候と区別することができて把握できるという前提に立っている点において、それぞれ不合理である。

この点に関して、令和元年6月17日、川内原発に関する福岡地裁判決が出された（以下「川内福岡地判」という。）。

この訴訟は、火山事象だけが違法性の具体的争点とされ、火山事象について充実した審理が行われた点でこれまでにないものであった。また、福島第一原発事故後初めての国を被告とする行政訴訟判決であり、被告国及び参加人九州電力も多数の意見書を提出するなどして、総力を挙げて訴訟を展開した点（本件で相手方が提出している専門家の意見書の多くは福岡地裁で被告国が提出したものである）で、特筆すべき訴訟であった。

川内福岡地判は、このように原被告双方が火山事象に関する安全性について主張立証を尽くした結果として、火山ガイドの合理性について、「火山ガイドの定めに不合理な点のないことが相当の根拠、資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残る」と、被告国が「基準の合理性」の立証を尽くせなかつたことを認定した（甲1044・136頁、138頁）。もっとも、この判決は、「基準の合理性」の立証が尽くされなかつたことを認めながら、「結論として、火山ガイド若しくはこれに基づく本件適合性審査が不合理であり又は本件処分が違法であるということはできない」（甲1044・142頁）と、「基準の合理性」を認めている点で、あまりにも明白な論理矛盾を含んだものであった。

²⁾ ここでいう「予測」とは、「○○の時期までに噴火が起こる」という意味での積極的な予測ではなく、「少なくとも今後○○の間は噴火が起こる可能性が十分小さい」という意味での消極的な予測である。

この論理矛盾には嘔然とするばかりであるが、川内福岡地判が、被告国の「基準の合理性」立証が尽くされなかつた旨認定したことは概ね正当であるので、以下、この判決も踏まえつつ、改めて具体的審査基準たる火山ガイドの不合理性について整理する。

2 火山ガイドが前提としている考え方

(1) 川内福岡地判の事実認定

川内福岡地判は、まず、火山ガイドの定めについて、地下で生産されたマグマが浮力によって上部地殻へと上昇・移動し、周囲の地殻と密度が釣り合う浮力中立点において上昇が止まり、マグマ溜まりを形成すること、大規模噴火においては、地殻浅部（地下4、5km）にその天井が存在すること、このようなプロセスに合致する現象が認められない場合には、今後数百年以内にカルデラ噴火が発生するような状況にはないことを前提としている、等とする（甲1044・132～133頁）。

(2) 川内福岡地判は事実認定を誤っていること

しかし、これは鹿児島大学の小林哲夫教授（火山地質学）が想像を交えて提唱している仮説等を、国や九州電力が切り貼りして主張していたものに過ぎず、事実認定を誤っている。

火山ガイドにも、その基礎になっている国際原子力機関（IAEA）の定める火山ガイドであるSSG-21にも、さらには火山ガイドの案が検討された新規制基準検討チームの会合の議事録や資料にも、川内福岡地判が認定した「前提としている見解」（第3・2(4)イ(ア)～(ウ)（132～133頁））なるものは記載されていない。SSG-21の策定にも火山ガイドの策定にも携わった中田節也教授も、このような見解を有していると見られる根拠はない。

火山ガイドが前提としている火山学的な知見や見解があるとすれば、それは、火山ガイドの規定自体を中心に認定されるべきであり、抗告人らが第2において整理したとおりに解釈されるべきである。火山ガイドの策定にまったく関わった形跡がない小林教授の見解（しかも、仮説の域を出ないもの）を基にこれを認定するのは誤りである。

(3) 真に火山ガイドが前提としている考え方

ア 火山ガイドが前提としている考え方をもう少し詳しくみると、同ガイドは、過去の火山活動履歴や現在の火山の活動の状況に加えて、「地球物理学的及び地球化学的調査」によって、「原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象を伴う火山活動の可能性」を評価することとしている。ここにいう「地球物理学的観点」とは、「検討対象火山に関連するマグマ溜まりの規模や位置、マグマの供給系に関連する地下構造等」を分析するという観点であり、「地球化学的観点」とは、「検討対象火山の火山噴出物等」を分析するという観点とされている（以上、火山ガイド4項）。

要するに、火山ガイドは、活動履歴やマグマ溜まりの状況、火山噴出物などを検討することにより、運用期間中の活動可能性が「十分に小さいこと」を確認することが可能であるという前提に立っている。

イ また、モニタリングについていえば、火山ガイドは「噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として運用期間中のモニタリングを行う」としており、「噴火可能性につながるモニタリング結果が観測された場合には、必要な判断・対応を探る必要がある」とする。

要するに、火山ガイドは、モニタリングによって、噴火の兆候を相当前の時点で把握でき、噴火前に、燃料棒の停止、冷却及び搬出（使用済核燃料を含む）を行うなどして、万が一設計対応不可能な火山事象が発生したとしても原発において深刻な災害が発生しない対応を行うことができるこ

とを前提としている。

3 火山活動のメカニズム - 「基準の合理性」は認められなかつたこと

(1) 認定事実の概要

ア 以上のとおり、川内福岡地判は、火山活動のメカニズムに関して火山ガイドが前提とした考え方の認定を誤っているものの、要するに、活動履歴やマグマ溜まりの状況、火山噴出物などを検討することにより、運用期間中の活動可能性が「十分に小さいこと」を確認することが可能であるという前提に立っていることは理解しているようである（甲1044・133頁）。

そのうえで、このような評価は、「その性質上、火山の現在の状況の把握のみならず、原子炉の運用期間中にそれが変化する可能性の有無、程度に関する判断を伴い、その判断のためには、火山活動のメカニズムが解明され、どのような兆候がどのような変化に基づくものか（何らかの変化が見られた場合、その変化がバックグラウンドの「ゆらぎ」の範囲に含まれるのか火山活動の予兆であるかどうか、予兆である場合には、どのような火山活動になるか等を含む。）等が明らかにされる必要がある」が、「①カルデラ噴火に先行する噴火の存在が指摘されていないカルデラ噴火も存在し、噴火の前兆とされる現象は、それぞれ大規模噴火によって異なり、②長期的あるいは短期的な直前現象がどのようなマグマシステムの発達過程を反映しており、それがどのように大規模噴火やカルデラ陥没に帰結するのかについて定量的に説明できるモデルは提唱されておらず、③今は基礎的な観測研究が必要な状況にあり、④火山ハザードの影響範囲の定量的予測に不可欠な規模、様式及び活動の推移の予測は困難である等の見解があり、また、⑤マグマ溜まりの蓄積量を推定する手法はなく、必要な観測体制も整備される見込みがない旨の見解があることが認められる。」などと認定し

て（甲1044・133～134頁）、「火山活動のメカニズムを解明し、その変化の可能性の有無等を正確に評価するのに必要な知見が現時点において、専門家の間で確立していない疑いが残る」とした（甲1044・136頁）。

イ 川内福岡地判は、そのうえで、「このような疑いが残る以上、規制法43条の3の6第1項各号所定の基準の適合性の有無が原規委の合理的な判断に委ねられていることや、火山影響評価に係る技術的知見の整備が進められていることを考慮してもなお、上記調査に基づいて適切な評価ができることを前提とする火山ガイドの定めに不合理な点のないことが相当の根拠、資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残る」と、国の立証が全くされなかつたことを認定した。

（2）「基準の合理性」は認められないこと

川内福岡地判は、国が主張していた、火山ガイドが前提としたという「見解」に対して、これと異なると思われる見解があり、また火山ガイドが定める地球物理学的及び地球化学的調査の有用性に消極的な見解が多数あると認めた点において、控えめではあるものの一応正当なものと評価することができる。

前述のとおり、本件は、福島第一原発事故後、初めての国を被告とする行政訴訟の判決であり、被控訴人も総力を挙げて火山ガイドが合理的なものであるとの主張立証（※仮処分ではないから疎明ではない）を尽くそうとした。それにもかかわらず、火山ガイドに不合理な点がないことには疑問が残るという判断が出たことは、極めて重要である。

4 モニタリング - 国の立証は全くされなかつたこと

（1）認定事実の概要

ア 次に、モニタリングの不合理性についてである。

川内福岡地判は、火山ガイドが定めるモニタリングについて、「監視レベルの移行判断基準と監視体制の概念図が示されているものの、対処を講じるために把握すべき火山活動の具体的な兆候や、その兆候を把握した場合に対処を講じるための具体的合判断条件が必ずしも明らかでない」とこと、「対処方針としては、専門家の意見を求めることが挙げられたにとどまり、具体的な判断条件や対処方法は定められていない」ことなどを認定している（甲1044・137頁）。

そして、「参加人（※九州電力）作成の基準においては、破局的噴火への発展可能性を判断する具体的な判断基準や火山活動の兆候を把握した場合の対処方針の具体的な内容がまだ確定されていないという状況や原規委の関連会合においても、原子炉の停止等の判断の目安の検討枠組みについて議論がまとまらなかつたこと」に加え、「噴火の前兆現象が地球物理学的にとらえられるとして立場が修正された経緯からすると、モニタリングを一内容とする火山ガイドの体系が破局的噴火に関する火山学の科学的水準に即するものかどうか疑いが残」と判示した（甲1044・138頁）。

イ したがって、「この点からも、火山ガイドの定めに不合理な点のないことが相当の根拠、資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残る」と（甲1044・138～139頁），川内福岡地判は、モニタリングに係る火山ガイドの定めの合理性に関する国の立証（※疎明ではない）が全くされなかつたことを認定したのである。

(2) やはり「基準の合理性」は認められないこと

ア このように、モニタリングに関する川内福岡地判の判断も、火山活動のメカニズムに関する判示部分と同様、かなり控えめではあるものの、正当なものといえる。

イ　なお、川内福岡地判は「(6) 本件適合性審査における個別評価について」のイ(エ)で、「原告らは、火山ガイドが、カルデラ火山の噴火に前兆現象があることを前提としていることは不合理である旨主張する。しかしながら、本件適合性審査においては、火山活動の前兆の有無を検討しているのではなく、文献調査等の結果をも踏まえて、運用期間中の火山活動の可能性が十分小さいことを判断しているのであるから、原告らの上記主張は、前記認定判断を覆すに足りない」(143~144頁)と判示している。

そもそも火山ガイドの不合理性（基準の不合理性）についての「原告らの主張」³を「適合性審査における個別評価」において排斥すること自体、争点を理解していないと解さざるを得ない判断であるが、前記認定からすれば、破局的噴火の前兆現象の把握に係る火山ガイドの合理性に疑いが残るというのが川内福岡地判の立場であると解されるから、同判決には矛盾があり、この点は不合理というほかない。

5 本来あるべき結論と川内福岡地判の論理矛盾

(1) 本来あるべき結論 - 基準が不合理である以上処分は違法

このように、川内福岡地判は、具体的審査基準である火山ガイドの定めに不合理な点のないことが相当の根拠、資料に基づき立証されたといえるかどうか疑いが残るのであるから、伊方最判の枠組み（基準の合理性及び基準適合判断の合理性を被控訴人が主張立証するという枠組み）に照らせば、被控訴人は基準の合理性立証に失敗したのであるから、処分の違法性が認め

³ なお、正確には、住民側は、火山ガイドが、カルデラ火山の噴火に前兆現象があることを前提としていることは不合理であると主張してはおらず、「現在の火山に関する科学的知見や技術の限界を踏まえれば、事業者がモニタリングを実施しても、広範囲に火碎物密度流による被害をもたらすような大規模噴火の兆候を察知し、原子炉を停止させ、当該噴火による影響が生じる前に、適切に核燃料を当該噴火の影響外へ搬出等する見通しは立たないにもかかわらず、立地評価及び火山活動のモニタリングに関する火山ガイドの定めは、この見通しが立てられることを前提に規定していること」から不合理であると主張していた。

られるのが論理的必然であり、本来あるべき結論であった。

(2) 川内福岡地判の論理矛盾

ア ところが、川内福岡地判は、ここで、突如として「原子力関連法令等の趣旨」なるものを持ち出し、「結論として、火山ガイド若しくはこれに基づく本件適合性審査が不合理であり又は本件処分が違法であるということはできない」と述べ、住民らの請求を棄却した（甲1044・142頁）。

同判決は、あまりにも明白な論理矛盾をさすがに躊躇したのか、「火山ガイドが不合理ということはできない」という判断ではなく、「火山ガイド若しくはこれに基づく本件適合性審査が不合理であり又は本件処分が違法であるということはできない」と判断する。これは、論理的には、火山ガイドが合理性立証が尽くされなかつたことを前提に、(a)火山ガイドは不合理とはいえない、(b)火山ガイドに基づく本件適合性審査が不合理とはいえない、(c)処分が違法であるとはいえない、のいずれかであるということである。

イ まず、(a)が明確な論理矛盾であることは多言を要しないであろう。

ウ 次に、(b)について、伊方最判及び原判決の枠組みは、行政庁が、基準の合理性及び基準適合判断の合理性を立証しなければならないというものであるから、いかに基準適合判断が不合理とはいえないとしても、基準が不合理である以上は、処分の違法性が認定されることになる。

したがって、(b)は、自らが定立した規範に全くあてはめられておらず、論理的に誤った判断である。

エ 最後に、(c)について、これも、伊方最判及び原判決の枠組みは、行政庁が基準の合理性及び基準適合判断の合理性を立証しなければ、処分の違法性が事実上推認されるというのであるから、基準の合理性立証に失敗した以上、処分が適法となる余地はないはずである。そうであるにもかかわらず

ず、処分が適法というのは、論理的に明らかな誤りである。

オ このように、川内福岡地判は、①ないし③のいずれと解しても、明らかに論理矛盾であり、これほどまでに堂々とした論理矛盾も珍しい。同判決のこの結論に関わる判示部分は、参考にされるべきではない。

6 まとめ

したがって、川内福岡地判に従っても、火山ガイドの定めは、①火山活動のメカニズムについて、地球物理学的及び地球化学的調査等によって、噴火の可能性が「十分小さい」ことを判断できる（時期及び規模を相当前の時点で相当程度の正確さで予測できる）という前提に立っている点において、また、③モニタリングについて、噴火につながり得る火山活動の兆候が相当前の時点（燃料棒を運び出して深刻な事故を回避できるほど十分時間的余裕のある時点）で必ず発生し、しかもそれがそれ以外の兆候と区別することができて把握できるという前提に立っている点において、それぞれ不合理ということになる。

第4 「巨大噴火に関する基本的考え方」の不合理性

1 主張の位置付け

(1) 抗告人らの主張を前提とすると、「巨大噴火に関する基本的考え方」のような考え方の内容に関する問題は、「基準の合理性」ではなく「具体的危険の不存在②」の問題に位置付けられる。

もっとも、火山ガイドが「巨大噴火に関する基本的考え方」のように「巨大噴火」とそれ以外とを区別して評価を行うこととしていると解釈するならば、そのような区別を前提としつつ、同考え方方が提示する2つの要件（i 非切迫性の要件とii 具体的根拠欠缺の要件）は不合理であり、また、「巨大噴火以外の火山活動」について最後の巨大噴火以降の過去最大とするのは不合理であり、「基準の不合理性」が認められる、という位置づけとなる（予備的主

張)。

(2) 原決定は、このような主張のレベルの違いを正しく理解せず、「基準の合理性」に関する判断において、「火山ガイドの立地評価については、上記のような基準（※「巨大噴火に関する基本的考え方」が示すような枠組み）でなされるものといえるから、立地評価に関する火山ガイドの内容が不合理であるとはいえない」とのみ判断するばかりで（原決定・275～276頁），i 非切迫性の要件及びii 具体的根拠欠缺の要件を貸すことが合理的といえるかどうかについて何ら判断しておらず、不合理である。

以下、これまでの主張と重複する部分もあるが、詳述する。

2 i 非切迫性の要件の不合理性

(1) 非切迫性の要件の意味内容は不明確であって恣意的な判断が可能であること

ア まず、i 非切迫性の要件の不合理性であるが、抗告理由書2の15～16頁においても主張したとおり、「巨大噴火に関する基本的考え方」には、具体的に、どのような場合に「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき」たことになるのか、何ら具体的・客観的な基準が示されておらず、基準として曖昧不明確で恣意的な判断を許すものとなっている点で不合理である。

イ 噴火の予測であるとか、切迫性であるとかを考える際に気を付けなければならぬのは、それが短期的な予測なのか、中長期的な予測なのか、ある兆候が確認された場合に、その兆候から噴火まで、どれくらいの時間的余裕が存在するのかという点である。短期的な予測、すなわち、数日から数週間以内に噴火が発生しそうであるという予測については、御岳山噴火（2014年9月）や草津白根山噴火（2018年1月）のように噴火す

るまで分からぬといふ例もあるものの、それなりの精度で行うことが可能であるとされている。

ウ しかし、原発の安全性として考える場合、このような短期的予測にはあまり意味がない。

火山ガイドに即していえば、4. 1(2)項は、「原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性」を評価し、それが「十分小さい」といえることを確認するとしている。「運用期間」とは、「原子力発電所に核燃料物質が存在する期間」とされているから（火山ガイド1. 4(4)項）、少なくとも運転期間である40年よりも相当長期であり、使用済核燃料の搬出先が決まっておらず、敷地内で乾式貯蔵するという案もあるなど、敷地内に半永久的に存在する可能性が否定できない現時点においては、「運用期間」は数百年に及ぶ可能性すらある。

したがって、重要なのは、このように数十年～数百年前の時点で、今後数十年～数百年間は噴火が発生する可能性は十分小さい、と判断できるかどうかである。

エ また、「運用期間」に限定せずに「差し迫った状態」を考えるとても（それは火山ガイドの解釈として無理があるが）、やはり短期的予測にはさほど意味がない。

原発は、制御棒を挿入して稼働を停止しても崩壊熱を発し続けるため、その後も燃料を冷やし続けなければならず、その間燃料棒を搬出することもできない。そして、燃料棒を敷地から搬出できなければ、設計対応不可能な火山事象によって、核物質を原子炉内に閉じ込めておくことができなくなり、深刻な災害（過酷事故）をもたらすのである。

深刻な災害が起こらないようにするためには、稼働を停止し、燃料を搬出可能な程度にまで冷却したうえで、使用済核燃料を含む燃料を設計対応不可能な火山事象の影響の及ばない地域にまで搬出する必要があるのであ

り、それには、数年から十数年という時間が必要とされているのである。

オ つまり、原発の安全性に関して重要なのは、少なくとも今後十数年の間に設計対応不可能な火山事象を伴う噴火が発生する可能性が「十分小さい」ことを確認できるかどうかであり、モニタリングでいえば、少なくとも十数年前の時点で、破局的噴火につながる兆候を選別・把握できるかどうかということである。

川内福岡高裁宮崎支部決定を始め、火山ガイドが不合理であると認定した裁判例は、このような意味合いで「相当前の時点」という言葉を使用し、「相当前の時点で相当程度の正確さで噴火の時期及び規模を予測することは不可能」と判断したのである。

(2) 「差し迫った状態」を確認することも不可能であること

ア このように「差し迫った状態」という文言は、曖昧不明確で恣意的な判断のおそれが大きいから基準として不合理であるが、仮に、これを限定的に恣意的判断がなされないように解釈するならば、「差し迫った状態」とは、少なくとも今後十数年内に噴火が発生する可能性が十分小さいとはいえない状態、ということになる（トートロジー的な解釈であって違和感を拭えないが、「巨大噴火に関する基本的な考え方」を善解するなら、そう解ざるを得ない）。

そして、少なくとも今後数十年内に噴火が発生する可能性が十分小さいかどうかということは、結局のところ、多くの裁判例で指摘されているように、噴火の時期及び規模を、相当前の時点で、相当程度の正確さで予測することは不可能であるという現在の火山学の水準に照らして判断不可能である。

イ 「巨大噴火に関する基本的な考え方」は、噴火の相当前の時点（燃料を搬出するのに十分な時間的余裕がある時点＝十数年前の時点）で相当程度

の正確さで予測することはできない、という判示に対し、「相当前の時点における相当程度の正確さでの予測は不可能でも、『差し迫っていない』ということなら確認できる」という詭弁を弄しているにすぎない。差し迫っているかどうかの判断基準が十数年前の時点で行われなければ過酷事故を防げないのであるから、「差し迫った状態にないことを確認する」ということと「噴火の相当前の時点で、噴火の可能性が十分に低いということを予測できる」というのは、ほぼ同じ意味でなければならない。そうだとすれば、後者が判断できないのと同様に、前者についても判断は不可能なのである。

(3) モニタリング検討チームにおける原規庁職員の発言

原規委に設置されたモニタリング検討チームにおいて、原子力規制庁（以下「原規庁」という。）の安池由幸技術基盤グループ専門職（当時）は、現行の火山ガイドについて、以下のように述べている。

「先ほどからちょっと、結構細かい話になるかもしれないですが、その判断の基準ということになると思うんですけども、現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れの中では、やはり巨大噴火だから大きな予兆があるとか、大きな変動があるとかということを、当初は考えていたんですけども、やはりそれは、必ずしも起こるとは限らないと、そういうことなので、今の状態から、どのように——今の状態が、多分何がしかの小さい「ゆらぎ」の変化、「ゆらぎ」になるかもしれませんけども、何がしかの変化は多分捉えられるんではないかと思っておりまして、その変化というのがどの程度かというのが、その大きさと長さについて、あまり具体的な、今、指標がないといえばない状況だと思います。」（甲 877・30～31頁）。

安池氏の発言によれば、火山ガイドを制定した当時、また、これに基づいて審査を行った当時（本件原発の審査時も含まれる）は、巨大噴火について、

大きな予兆や変動があると考えていたが、その後、必ずしもそれが起こることは限らないことが分かった、ということなのであるから、火山ガイドが「巨大噴火に関する基本的な考え方」のような考え方方に立っていないことを自白しているに等しい。

そして、安池氏は、「何がしかの変化は多分捉えられるんではないかと思っている」が、「その変化がどの程度なのか指標がない」というのであるから、結局、それが破局的噴火につながるものであるのかどうかを判断する基準が存在しないのであり、「差し迫った状態にはないこと」を確認することは不可能であることもまた、争いようのない事実である。

(4) 小括

このように、i 非切迫性の要件は、その意味内容が不明確で恣意的な判断を許すという点で不合理であり、仮にその意味を「少なくとも今後十数年内に噴火が発生する可能性が十分小さいとはいえない状態」と解するとすれば、結局のところ、それはこれまで多数の裁判例で否定されてきた「噴火の時期及び規模を相当前の時点で相当程度の正確さで予測することにほかならず、不可能である。

不可能な要件によって「具体的危険の不存在②」を認定することは許されないし、仮に、この点を無視して、安易に「差し迫った状態にない」と判断することが許されるのだとすれば、結局のところ、それは巨大噴火のリスクに関しては一律に無視するということにほかならない。そのような解釈は許されない。

3 ii 具体的根拠欠缺の要件の不合理性

(1) 科学的に合理性のある具体的な根拠を示すことは不可能であること

ア 次に、ii 具体的根拠欠缺の要件についてであるが、抗告理由書 2 の 1 6

～17頁でも述べたとおり、そもそも、現在の火山学の水準に照らせば、噴火の時期及び規模を相当前の時点での程度の正確さで予測することは不可能なのであるから、「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠」を示すこともまた不可能というほかない。

イ 万が一、これが可能というのであれば、具体的に、どのような根拠が示された場合に「科学的に合理性のある具体的な根拠が示された」ということになるのか明らかにされるべきであるが、「巨大噴火に関する基本的考え方」には、この点について何らの説明もされていない。

相手方は、例えば、「合理的に予測される規模の自然災害」という場合の「合理性」について、「通説的」と同義であるかのように主張しているため、ここでも、「科学的に合理性のある具体的な根拠」という場合の「合理性」について、「通説的な考え方として巨大噴火の兆候であることが明らかとなつた場合」と解するかもしれない。しかし、科学の不定性や現在の火山学の水準に照らせば、通説的な考え方として巨大噴火の兆候であることなど存在しない。「科学的に合理性のある具体的な根拠」を上記のように解するとすれば、それは科学の不定性を全く理解しない考え方というほかない。

ウ いずれにせよ、iiの要件は不合理な要件（基準）といわざるを得ない。

(2) 期待可能性がないこと

ア また、「巨大噴火に関する基本的な考え方」の枠組みでは、電力事業者が、自ら原発の稼働の障害となり得る（したがって、経済的に大きな打撃を受ける）科学的に合理性のある具体的根拠を示さない限り、iiの要件を満たすということになるが、電力事業者が自ら進んで大きな不利益を受けるような根拠を提出するとは考え難く、期待可能性がない。

イ 電力事業者が意図的に根拠を隠すことまではしないとしても、何らかの兆候があった場合に、それが科学的に合理性のある具体的根拠であるかどうか

うか判断を逡巡している間に、燃料を搬出するのに十分な時間を過ぎてしまい、稼働の停止、燃料の冷却及び搬出が間に合わず、過酷事故に至るという可能性も大きい。

福島第一原発事故は、東京電力が、15m級の津波が発生するという知見を入手していたにもかかわらず、これが科学的に合理性のある見解かどうか分からぬ（いまだ通説的見解とは呼べない）と考えるなどして対策を講じないでいるうちに発生したものであった。

そうだとすれば、巨大噴火について ii) 具体的根拠欠缺の要件を課したとしても、福島第一原発事故のように、何らかの兆候を把握した場合に、それが科学的に合理性のある具体的根拠に当たるのか逡巡している間に、過酷事故を防ぐために必要な時間を徒過してしまうことは十分あり得ることであり、そのような解釈は、福島第一原発事故のような深刻な事故は二度と起こさないという立法趣旨で改正された原子力関連法令等の趣旨に反し許されない。

(3) 小括

このように、ii) 具体的根拠欠缺の要件は、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠を示すことなど不可能であり、要件として機能せず、不合理である。

また、電力事業者がそのような具体的根拠を提出することについて期待可能性がなく、この点からも不合理というほかない。

4 「巨大噴火以外の火山活動」に関する基準の不合理性

(1) 巨大噴火で述べた実質的根拠はそれ以外の噴火には当てはまらないこと

「巨大噴火以外の火山活動」について、「当該検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模を用いる」としている点の不合理性について簡単に

触れておく。この点は、火山ガイドでいえば、立地評価ではなく影響評価に関する主張となる。

「巨大噴火に関する基本的考え方」は、巨大噴火について、「広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度な事象である」とこと、巨大噴火を「想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていない」という、いわゆる社会通念を根拠として、巨大噴火について、それ以外の噴火と異なる扱いをするとしている。

これら自体、巨大噴火について別異の取り扱いをする根拠としては薄弱であるが、万が一、破局的噴火⁴についてこのような考え方が妥当するとしても、破局的噴火に至らない噴火については、この根拠は当てはまらず、社会通念によって別異に取り扱うこととはできないはずである。

そうすると、破局的噴火が過去に発生している火山において、想定すべき噴火規模は、保守的にみて、破局的噴火よりも少し小さい噴火、すなわち、噴出物量 100 km^3 程度とすべきである⁵。

(2) 原決定は科学の不定性を全く理解していないこと

原決定は、この点について、「巨大噴火に至らない噴火であっても、現在の火山学の知見では噴火の規模について的確に予測することは困難であるといえるから、…当該検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大規模を用いて火山事象の評価を行わざるを得ない」と判示する（原決定・284頁）。

しかし、これは、科学の不定性を全く理解しない判断というほかない。確かに、巨大噴火に至らない噴火も、その噴火規模について的確に予測するこ

⁴ 川内福岡高裁宮崎支部決定や伊方広島高裁異議審決定などでは「巨大噴火」ではなく「破局的噴火」について述べられているのみであるため、以下「破局的噴火」について述べる。

⁵ 仮に「破局的噴火」ではなく「巨大噴火」で考えるとても、噴出物量 $30 \sim 40 \text{ km}^3$ 程度を想定すべきである。

とは困難であるが、だからといって、確実にいえることだけを考慮すれば足りるというのは、社会的合理性として不十分である。

炉規法は、原発の持つ危険性等を踏まえて、深刻な災害が万が一にも起こらないようにすることをその趣旨としているのであるから、確実にいえることだけでなく、不確実なものについても考慮することが求められる。巨大噴火ないし破局的噴火については社会通念上そのリスクを無視せざるを得ないという立論を百歩譲って是認するとしても（後述するとおり、国際的な基準に照らして到底是認できないが）、巨大噴火未満の噴火のリスクを無視することは許されないのが社会的合理性であり、原決定の論理は明らかに飛躍している。

結論ありきの恣意的な判断という誹りを免れない。

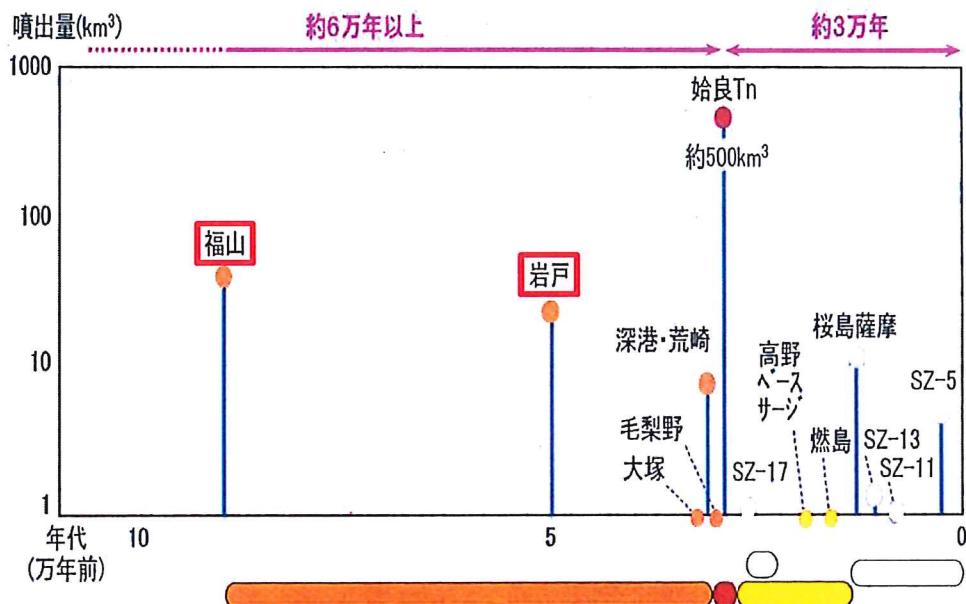
(3) 「最後の巨大噴火以降」の最大規模に限定するのは不合理であること

さらに、「巨大噴火に関する基本的考え方」は、噴火規模の設定について、「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」を用いるとしているが、「最後の巨大噴火以降」に限定する根拠は全く示されていない。

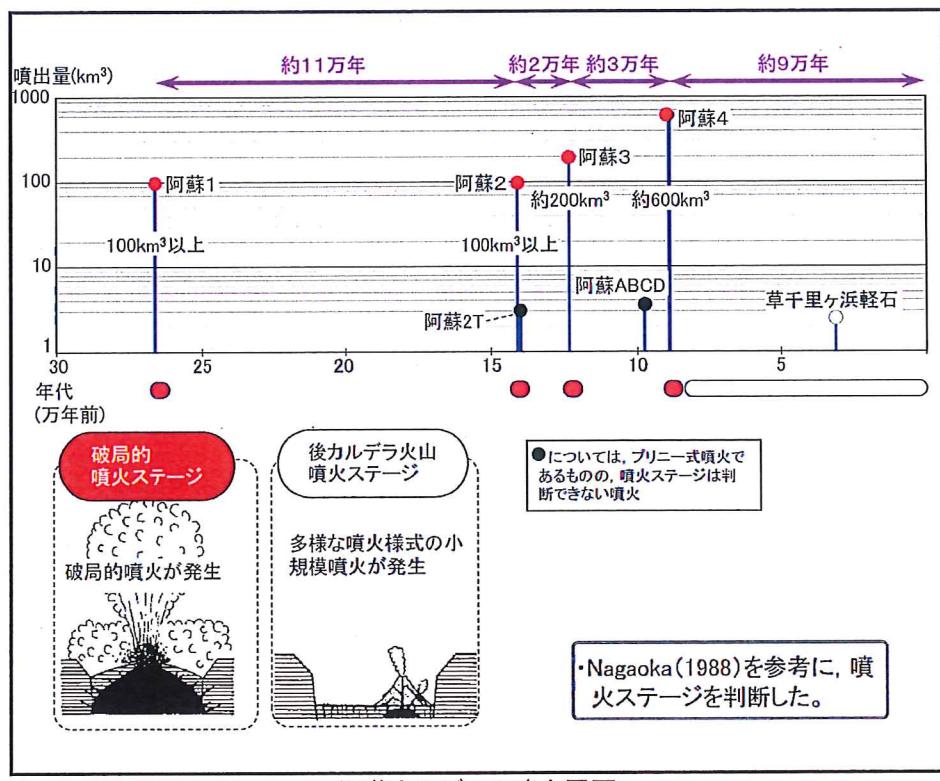
これも、結論ありきでこのような基準を設定した疑いが極めて強い。いうのも、例えば姶良カルデラにおいては、九州電力が想定している桜島薩摩噴火よりも相当大きい噴火が、「最後の巨大噴火」である姶良Tn噴火以前に発生しているが（図表1。福山噴火や岩戸噴火など），これを考慮してしまうと、川内原発には現在の想定の何倍もの大量の火山灰が降下することとなり、稼働停止せざるを得なくなってしまうのである。

本件で問題となっている阿蘇カルデラについても、相手方の資料によても、阿蘇2Tや阿蘇ABCなど、阿蘇4以前には、草千里ヶ浜軽石噴火よりも大きな噴火が存在するのであり（図表2），これを考慮しない合理的な根拠は何ら示されていない。

敢えてこのような扱いをする根拠を探すとすれば、噴火ステージ論以外には見当たらないが、噴火ステージ論については、多数の裁判例で、それが仮説にすぎないことが認定されており、最後の巨大噴火以前の噴火について、考慮対象から除外する根拠にはなり得ない。



図表1 始良カルデラの活動履歴（九州電力作成）



阿蘇カルデラの噴火履歴

図表2 阿蘇カルデラの活動履歴（相手方作成）

したがって、巨大噴火以外の火山活動の噴火規模の設定について、「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」を用いるとしている点は不合理というほかない。

第5 「社会通念論」の不合理性

1 「具体的危険の不存在②」において社会通念を考慮することは許されるか

最後に、社会通念と国際的な基準の関係について簡単に触れておく。

まず、ここまで見てきたとおり、火山事象に関する司法判断は、基本的に火山ガイドの文言を踏まえてなされるべきであり、火山ガイドが、巨大噴火とそれ以外の噴火を区別せず、いずれについても噴火の相当前の時点での程度の正確さでその時期及び規模を予測することを前提としている点で、少なくとも、基準の不合理性は搖るぎない。

仮に、火山ガイドが、「巨大噴火に関する基本的考え方」のような考え方を採用しているとしても、そこに示された i 及び ii の要件は、いずれも不合理な基準であってやはり「基準の不合理性」は認められる。

そうすると、民事訴訟においてこれまでの多数の裁判例が考えてきたのは、結局のところ、「具体的危険の不存在②」の判断において、社会通念によって破局的噴火のリスクを無視してよいとするか否かということであり、川内福岡高裁宮崎支部決定や伊方広島高裁異議審決定はこれを是とし、伊方広島高裁即時抗告審決定はこれを否定した、ということである。

抗告人らとしては、このような迂遠な判断枠組みは不当と考えており、単に、抗告人らの側の「具体的危険の存在」の主張疎明の中で、原発に求められるべき安全の程度として、社会的合理性の問題（これを社会通念と呼ぶのであればそれでも構わないが、問題はその内容である）として、破局的噴火を無視することは許されず、これについて十分な評価判断を行っていないというのであれば、具体的危険が存在すると判断すべきと考えるが、いずれにせよ、社会通念ないし社会的合理性によって、破局的噴火のリスクを無視することの是非が問われている。

2 低頻度の事象を考慮することは原子力安全の基本であること

原決定の考える社会通念の不合理性については、抗告理由書 2において詳細い主張した（抗告理由書 2・17～29頁）。そのため、本書面では、補足的な主張を行うにとどめる。

まず、抗告理由書 2でも述べたとおり、低頻度の事象を想定することは原子力安全の世界においては基本であり、常識である。

大飯 3, 4号機福井地判は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と

判示している（同判決・38頁）。

原決定は、いわゆるヒル意見書を踏まえ、「阿蘇4タイプの噴火の発生確率について、正確な数値を計算することは困難であり、地震ハザードを評価するために使われるような数値計算方法は、阿蘇4タイプのような将来のカルデラ噴火の数値的な発生確率を算定するためには使用することができない」から、確率の定量的な比較をしていないのもやむを得ないかのように判断しているが（原決定・278頁），抗告人らも、カルデラ噴火の科学的に正確な発生確率を求めるべきと主張しているわけではなく、失当である。正確な数値が算出できないのであれば、科学の不定性に照らして、保守的な数値を用いるというのが社会的合理性としての判断であり、正確な数値が算出できないから、概ね低頻度だからそのリスクを軽視するというのは、あまりにも非保守的な評価というべきである。

3 巨大噴火のリスクを考慮しないわけではないという認定の不合理性

原決定は、「無視し得る」とか、「巨大噴火を考慮しない」とかいう抗告人の表現について、巨大噴火を全く考慮しないというのではなく、*i* 非切迫性の要件や*ii* 具体的根拠欠缺の要件を判断し、かつ、モニタリングを行うのであって、抗告人の主張は採用できないといった判示を行っているが（原決定277頁），不毛な揚げ足取りというほかない。

前述のとおり、*i* 非切迫性の要件や*ii* 具体的根拠欠缺の要件は、要件として不合理であり、また、モニタリングについてもその有用性は疑わしいのであって、結局、「巨大噴火に関する基本的考え方」のような考え方は、巨大噴火についてそのリスクを考慮しない、無視するのとほとんど同義である。

抗告人らも、「巨大噴火に関する基本的考え方」は十分に理解したうえで、そのような考え方は巨大噴火のリスクを無視するのと変わらない、という趣旨でこのような表現を用いているのであるが、この点を捉えて、揚げ足取り的に、

抗告人らの主張は前提を欠いているかのような判断を行うことは不毛で偏頗な判断というほかない（相手方の主張については、相手方が主張しないようなことまで善解して救済している）。本裁判体においては、このような些末な揚げ足取りに逃げて、国民の生命、身体の安全から目を背けないことを強く念押しする。

4 社会通念と国際基準や他の国内法との比較について

- (1) 社会通念について考える際に、まず基本となるべきなのは、炉規法の趣旨の解釈であり、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という観点から、どの程度の安全を確保すべきかが定まつてくると考えられる。もっとも、それに加えて重要なのが、国際基準との比較及び他の国内法との比較である。社会通念という曖昧不明確な基準について、できる限り具体化するためには、他の安全規制との比較というのが有用だからである。
- (2) ただし、他の国内法との比較を行う際には、リスク評価の基本である「反比例原則」に即したものでなければならない。原発についていえば、これほど広範囲にわたって多数の人の生命や身体を害し得る施設は他に存在しないことから、原発は、他の危険施設と比較して、最高度の安全（絶対的安全ではない）が求められるということができる。その意味するところは、他に原発よりも高度な安全を求める例が存在するならば、最高度の安全が確保されているとはいはず、原発を安全と評価することはできない、ということである。他方、他に原発よりも高度な安全を求める例がないからといって、それだけで原発が安全であると判断することはできない。

これを巨大噴火についてみると、他に巨大噴火を考慮している例が存在する場合には、これを考慮しない（軽視する）原発は安全とは呼べず、そのリスクを社会通念上無視することはできないが、他に巨大噴火を考慮している例が存在しないとしても、だからといって原発についても巨大噴火のリスク

を考慮しない（軽視する）ことが許容されるわけがないということになる。

(3) 国際基準との比較は、国内基準にもまして重要である。国際基準との比較がほとんど必須といえるほどに重要なのは、抗告理由書2の27～28頁に記載したとおり、原発事故被害が、国境を容易に超えて他国にまで広がり得るからである。たとえ、我が国の国内において、巨大噴火のリスクを無視してよい（軽視する）という社会通念が存在するとしても、国際基準を下回るようなものであれば、そのような社会通念を根拠として原発の安全を切り下げることは許されない。

このことは、重複を厭わず指摘しておく。

5 原決定の判断は、行政庁の主張を鵜呑みにするものに過ぎないこと

加えて、原決定の社会通念に関する判断は、その大部分が、原発訴訟において当事者といつていい立場にある行政庁が作成した文書（主張）に基づくものであり、客観的事実や証拠に基づいていないことを指摘しておく。

客観的事実に基づいていると考えられるのは、せいぜい、原子力規制以外に巨大噴火を想定した法規制が存在しないという点くらいであるが、これには、原発の安全について、他の法規制と同程度の安全が確保されていればよいという前提が隠れているところ、そのような前提が正しいことを示す客観的証拠は存在しない。

原発については、前述したとおり、他の法規制と比較して最高度の安全が確保されるべきであり、他に法規制が存在しないということは、「巨大噴火は考慮しなくてよい（軽視してよい）という社会通念が存在する」ことの根拠にはなり得ない。

そして、それ以外の点は、ほとんどが行政庁の主張について、客観的裏付けもないまま認している。他方で、抗告人らの主張に対しては、抗告人らが、多数の証拠に基づいて、多角的に社会通念の具体的な内容を主張・疎明している

にもかかわらず、これらを詳細に検討しないまま、安易に排斥している。「巨大噴火を考慮しないのは不合理」という言葉尻を捉えて、「全く考慮しないわけではない」などと揚げ足取り的な反論を多用している点は前述のとおりである。あまりにも偏頗かつ頑迷な判断というほかない。

以上